

中世末期メクレンブルクにおける 同職組合、ギルド、兄弟団 (I)

高木正道

- 第1節 史料について
- 第2節 アムト=同職組合 (以上本号)
- 第3節 ギルドと兄弟団
- 第4節 市民の慣習 (冠婚葬祭)
- 第5節 結び

第1節 史料について

まずはじめに、中世末期メクレンブルクの「内陸都市⁽¹⁾」における同職組合、ギルド、兄弟団を考察するために用いる史料について簡単に説明しておきたい。

メクレンブルク公国は、絶対主義的傾向の国家観をもち、ラント等族からの独立を志向したといわれる大公マグヌス2世の死(1503年)後、かれの息子たち、ハインリヒ5世(1503~52)、エーリヒおよびアルプレヒト7世(1503~47)と、かれらの伯父バルタザールの共同統治のもとに置かれるが、支配の主導権をとったのはハインリヒ5世であった。その後バルタザールとエーリヒがそれぞれ1507年と1508年⁽²⁾にあいついで死んだのちも、1518年までハインリヒが統治の実権を握り続けた。

この間、マグヌスがかつて実現を目指して努力した改革に一定の形を与えるいくつかの重要な法令が発布された。その1つが、内容からしてメクレンブルクで最初のポリツァイ条令(Polizeiordnung)と評される1516年の《Ordeninge Statuta vnnnd settunge dem gemenen nutthe thom besten》である。このポリツァイ条令および同条令の生成に関連する重要な諸史料は、すでに前世紀末に公にされたP. グロートの「メクレンブルクにおける1516年のポリツァイ条令の生成⁽³⁾」のなかに翻刻されて収められている。

ラントシュテンデの諒解のもとに、大公ハインリヒ5世とかれの弟アルプレヒト7世の名において発布されたこのポリツァイ条令制定のきっかけは、その前文で大公たちが述べるところによれば、特に都市における「悪習と無秩序」(miß[ge]bruck vnd vnordeninge)にたいする「苦情」(clagen)がかれらの耳に届いたことにあった(S. 279—280)。こうした苦情の当否を判断するためには、各都市の実態を正確に調べることが必要であった。そこでまず、そのような調査が可能か否かを確認、あわせて調査項目を決める目的で、1513年の夏にSchwerinの状態が詳しく記録され(S. 171—177)、これに基づいて調査すべき事項に関する次のような質問表が作成された(S. 178—179)。

都市での質問のために

そこにはギルドがいくつあるか。

ギルドに加入するためには何を納めねばならないか。

各ギルドには何人の人々がいるか。

ギルドは年に何回催されるか。

その度ごとに何トンのビールが飲まれるか。

市参事会宴会(Ratkoste)

新規の市参事会員は、市参事会への加入にさいし市参事会に何を納めねばならないか。

市参事会宴会にかれは何人の人々を、そしてまた誰を招くか。

かれらはどのくらい食べるか。

どのくらいのワインとビールを飲むか。

香辛料はどのくらいか。

宴会はどのくらい長く続き、また食事を何回とるか。

以上のほかに何か供される物はあるか。

幼児洗礼のお祝い(Kindelbier)

何人の名づけ親が招かれるか。

名づけ親はそれぞれ子供にお祝いとして何を贈るか。

何人の人々が幼児洗礼のお祝いに招かれるか。

そのような幼児洗礼のお祝いはどのくらい長く続くか。

産婦祝別式 (Kerckgengen)

そこには何人の人々が招かれるか。

そこでは何を食べたり飲んだりして宴会が行われるか。

ホイケンビール (Hoykenbier)

[これは Schwerin だけにしか見られない習慣なので(S. 159)、省略する。]

同職組合宴会 (Werckoste)

各手工業者は同職組合に加入するために何を納めねばならないか。

そこでかれはどのような食べ物と飲み物をふるまわなければならないか。

どのくらい食べるか。

宴会をともなった入浴はどのくらい行われるか。

幹事たちの供応を何度行うか。

各供応にはどのような食べ物と飲み物が出されるか。

結婚式 (Brutlachte)

各人は自分の結婚式に何人の人々を招待するか。

招かれた客はそれぞれ新郎に何を贈るか。

結婚式は何日にわたって催されるか。

そこでは何回の食事が行われるか。

そこではおよそどのくらいのビールが飲まれるか。

[以下省略]

そして、調査にあたるヨハン・モニック (Johann Monnick) に協力すべしという趣旨の大公の通達がすべての都市に発せられた(S. 177)。モニックは 1514 年の初春に調査旅行を開始し、ポリツァイ条令を作成するための資料として、合計 33 の都市の実情に関する相当量にのぼる詳細な報告書をまとめた (S. 179—279)。この「モニックの報告書」が、以下で用いる主要な史料である。グロートが言うように、「モニックの記録は、16 世紀初頭の法史ならびに文化史にとってたいへん価値がある。この記録によって、諸都市の市参事会制度、ギルドと兄弟団、それらの慣習と権利、および一般的な風俗・習慣が明らかになる」(S. 160)。すなわち、われわれはモニックの報告書から、市参事会員数と市参事会宴会の慣行、冠婚葬祭 (幼児洗礼のお祝い、産婦祝別式、結婚式、葬式)

にかかわる市民の風俗・慣習、アムト＝同職組合の種類とその成員数や慣行、種々のギルドや兄弟団などの存在とそのあり方をかなり具体的に知ることができるのである。

第2節 アムト＝同職組合

周知のように、低地ドイツ語圏においては、生業を同じくする者たちの団体である同職組合(Zunft)は、一般にアムト(ampt=Amt)という名称で呼ばれた。メクレンブルクの諸都市の場合も同様であった。モニックの報告書には、同職組合を表す用語として、アムトのほかにも《werk》という語もかなり頻繁に出てくる。また同職組合の成員、すなわち手工業者の親方を表す用語としては、《amptman, amptbroder, werkman, werkbroder》等が使われている。モニックの報告書に現われるメクレンブルクの内陸諸都市のうち、アムト＝同職組合の存在が確認される29都市について、それらの種類と数および市参事会員数をまとめると、表1のようになる(都市の記載順序はモニックの報告書のそれに従っている)。

市参事会員欄の括弧内の数字は、モニックが調査を行った1514年ではなく、それ以前に存在していた市参事会員の数を示す。例えばSchwaanの場合であれば、「この都市には4人の市参事会員がいるが、そこにはかつて6人いた」という具合に記されている。市参事会員数は都市によってかなり違っており、多くの都市において市参事会員は減少の傾向にあったようである。

表に載っていない4都市について、除外した理由を簡単に述べておくと、Lübzには市参事会員がおらず、同職組合もなかった。StargardとStrelitzの場合には、同職組合に関する記述がない。しかし、前者には現在10人、かつては12人の市参事会員がおり、後者には現在11人、かつては12人の市参事会員がいたと記されている(S. 222)。Kröpelinには市参事会員が4人いるが、同職組合についてはなにも述べられていない(S. 276—277)。

さて同じ業種は1つの同職組合に組織されるのが普通であるが、Neukalenの鍛冶屋と靴屋、Goldbergの靴屋と仕立屋のように、異種の手工業者が一緒になって1つの同職組合を構成している場合もある。Goldbergの靴屋と仕立屋については、「靴屋と仕立屋は14人おり、かれらは一緒になって1つの同職組合をつくっている」と明記されている。Neukalenの水夫の団体は《Vischer-

kumpenschop》と呼ばれている(S. 195)。Neubrandenburgのすべての団体は例外的に《gilde》という名称で表されている(仕立屋は正確には《Schroder vnn d wantscherrer gilde》⁽⁸⁾と呼ばれている)けれども(S. 220—221)、それらの実態は同職組合であった。Plauの8人の漁師のうち、2人は寡婦である(S. 248)。Warenの小売商の団体も《gilde》と呼ばれているが、そこでは新規の組合員を受け入れるときの同職組合宴会が行われているので(S. 229)、同職組合とみなした。また同市の水夫の団体も《I gilde ader eynn kumpanschap》と記されているが(S. 230)、同市のギルドについては別の箇所でもまとめて述べられているので(S. 224)、同職組合として扱った。

全体的に見た場合、メクレンブルクの内陸諸都市における手工業者の職業構成を特徴づけているのは、靴屋(369人以上)、毛織工(350~360人)、および仕立屋(228人以上)の大きな割合である。また都市によっては、1つの営業が相対的に高い比率を占めている例がいくつか見られる。すなわち、そのようなものとして、Malchin, Friedland, Parchimの毛織工(それぞれ45人、約70人、約50~60人)、WarenとBoizenburgの小売商(それぞれ約30人と約40~50人)などを挙げることができる。さらに観点を変えて、どの職業が最も多くの都市に分布しているかを見てみると、仕立屋(28都市)、靴屋(26都市)、肉屋(21都市)、パン屋(19都市)、毛織工(17都市)という順位になっている。

ところで、同職組合に組織されたこれらの手工業者(小売商や水夫を含む)は、都市住民のなかでどれくらいの割合を占めていたのであろうか。この点に関してはいくつかの都市についてしか明らかにすることができないが、それが可能な都市について手工業者世帯の割合を示すと、表2のようになる。成人人口と世帯の数はいずれも1496年のカイザーペーデレジスターから計算された数値であるが、このカイザーペーデレジスターとモニックの報告書との時間的なずれは18年にすぎないので、両者を比較することによって大雑把な数量的関係をつかむことは、決して無意味ではないであろう。

各都市の全世帯中に占める手工業者世帯の比率には、都市によってかなりの差がある。最高はBoizenburgの67.71~72.92%、最低はGoldbergの19.44%で、平均は約37%である。だが、この比率が30%以下の都市の多くに成員数不明の同職組合が含まれていることを考慮すれば、一般的には住民のおよそ3分の1程度がこれらの手工業者から成っていたと推定してよいであろう(表中で「不明」と記されている箇所は、同職組合の存在は確認できるが、そ

の成員数が不明という意味である。したがって、合計欄の数値は最低値を表している)。

表1に示されているように、メクレンブルクの内陸都市においては、靴屋や仕立屋などのような本来の意味での手工業者ばかりでなく、小売商(Höker und Krämer)も同職組合に組織されている。以下では、手ごろな記述がなされている Malchin の同職組合を中心に考察を進める。同市の毛織工を取りあげてみると、その同職組合に関しては次のように述べられている。⁽¹⁰⁾

毛織工同職組合。そこには45人の同職組合員がいる。徒弟は同職組合に1トンのビールと2トンのキャベツを、親方には1グルデンを納める。かれは木曜日に4人の幹事にビールを飲めるだけふるまう。同職組合への受入要請は3回行われる。一度目には全組合員に1トンのビールと肉2皿を出す。2度目も同じことをし、3度目も同じことをする。要請の度ごとに12ヴィツェを支払い、これは同職組合にとっておかれる。同職組合に加入するためには、2トンのビールを納める。新規の同職組合員は親方作品をつくらなければならない。それが満足 of いくものでない場合には、1トンまたは2分の1トンのビールでそれを償わなくてはならない。同職組合員の息子はすべてを免除され、なにも納めない。同職組合宴会は2日間続く。食事ごとに3皿の肉が出され、1日に2回の食事が行われる。2晩とも食事と飲めるだけのビール、ときには5トンのビールが配られる。料理はフライパンで焼いた肉、豚肉と羊肉である。ある者が妻を娶ったとき、その妻は組合員夫人たちに2分1トンのビールと肉2皿をふるまう。同職組合宴会には、風呂屋での宴会をともなった入浴が含まれ、10シリングを要する。聖霊降臨祭にはこの同職組合のギルドが催され、日曜日から木曜日あるいは金曜日まで続き、そこでは20トンのビールが飲まれる。各同職組合員はギルドを行わなければならない。そのために12グルデンを支出し、それでもって聖霊降臨祭のビールが購入される。幹事は半トンのビールと肉2皿を全組合員にふるまう。ギルド幹事は食事を1回ふるまい、ビールはギルドのものから出す。この同職組合では4回の集会在催され、無償のビールがある場合には、1トンが用意される。幹事はかれらのうちから1人を選び、その者は1年間同職組合を代表しなければならず、全組合員にたいして会計報告を行う。同職組合に

加入する者は、鉄兜と弩と盾をもたなければならない。

(1)この例では、同職組合の成員数のあとに徒弟の採用に関する記述が続いているが、肉屋、漁師、小売商、水夫の同職組合の場合には、いずれの都市においても、徒弟についてはなにも述べられていない。またこの例では、徒弟はビールその他の現物を同職組合に納め、かつ親方に見習料を支払わねばならないが、亜麻織工と車大工の同職組合に関する記述では、見習料は問題にされていない。そこで以上の6職種を除いて、残りの職種について見習料の額が明示されているケースをまとめてみると、表3のようになる。1グルデンの見習料が最も多いが、仕立屋と靴屋の同職組合に高額の見習料が散見される。

同職組合に納めねばならない物品を見ると、そのなかには必ずといってよいほど一定量のビール(1トンというのが最も多い)が指定されている。ビール以外の品物としては、この例では2トンのキャベツとなっているが、最も多いのは一定量(大抵は1ポンド)の蠟である。徒弟が納めるべきビール以外の品物の種類には、全体的に見て、職種ごとよりもむしろ都市ごとに共通性が認められる。Malchinでは、徒弟の採用に関する記述が欠けている肉屋と小売商を除くと、残りのすべての職種(パン屋、毛織工、靴屋、仕立屋、毛皮工、鍛冶屋)において、徒弟はビール以外に2トンのキャベツを納めている。またWoldegkでは、肉屋を除く他のすべての職種(靴屋、パン屋、毛織工、仕立屋、亜麻織工)すべてにおいて、徒弟は2分の1トンのビールと1ポンドの蠟を納めることになっている(S. 220—222)。

徒弟の修業期間に言及している例は、表3の注で触れた2つ以外にも、わずかではあるが見出すことができる。すなわち、Laageの仕立屋は1年(S. 182)、Gnoienの毛織工は2年(S. 192)、同市の仕立屋と鍛冶屋はともに1年(S. 193)、Friedlandのパン屋は半年(S. 216)、同市の鍛冶屋と仕立屋はともに1年(S. 217, 218)、と記されている。

(2)それほど数は多くないが、同職組合への加入にさいして職人証明書や嫡子であることを示す出生証明書が問題にされているケースがある。しかしながら、そうした義務はビールその他の物品や金銭を納めることによって免除されている。

Ribnitzの鍛冶屋：1トンのビールを納めることによって、職人証明書は免除される。⁽¹¹⁾

Malchinのパン屋：職人証明書と出生証明書の両方が要求されているが、前

者は2トンのビールと1頭の雄羊を納めることによって、後者は1トンのビールと1頭の雄羊を納めることによって免除される⁽¹²⁾。

同市の毛皮工：徒弟として採用されるときに出生証明書が求められているが、これは4分の1トンのビールを幹事に納めることによって免除される⁽¹³⁾。

同市の鍛冶屋：職人証明書と出生証明書はともに1トンのビールで免除される(S. 207)。

Friedlandの肉屋：よそ者は出生証明書を免除してもらうかわりに市参事に2分の1グルデンと同職組合に2トンのビールを納めるが、市民の息子その他⁽¹⁴⁾のよく知られた者はそうする必要はない。

Wittenburgのパン屋：市民の息子でない者は、上記のもの⁽¹⁵⁾以外に職人証明書を免除してもらうかわりに4マルクを納めなければならない。

同市の靴屋：職人証明書を免除してもらうためには2トンのビール(S. 269)。

同市の鍛冶屋：徒弟修業証明書を免除してもらうためにさらに4トンのビールを納める(S. 270)。

同市の仕立屋：証明書を免除してもらうかわりに、事情に応じて1グルデンまたは2トンのビールを同職組合に納める(S. 270)。

(3)同職組合に加入しようとする者は、ほとんどすべての職種において1回ないし数回の受入要請を行うことが義務づけられていた。この供応をともなった一種の儀式が《esching》であり、それを行うことは《eschen》という動詞形で表現される。表4は、この受入要請の存在が確認されるケースについて、その回数をまとめたものである(表中で「不明」と記されている箇所は、受入要請が行われていることは確かであるが、その回数が不明という意味である)。WittenburgとGrevesmühlenには受入要請が1回または2回しか行われない同職組合が比較的集中しているが、圧倒的多数の同職組合において3回の受入要請が要求されている。

新規の同職組合員が受入要請のさいに義務づけられているビールや金銭、料理は、職種が異なっても同一都市であれば大同小異であるといえる。この点に関しても、共通性が見られるのは、どちらかといえば、やはり同じ職種よりもむしろ同じ都市においてである。Malchinの毛織工以外の職種の受入要請についてみると、以下の通りである。

パン屋：新規の手工業者は受入要請の度ごとに幹事にビールのために4シリ

ングを納める。受入要請は3回行われ、1回につきビールのために12 ヴィツテを支払い、肉1皿を出す (S. 201)。

肉屋：月曜日の最初の受入要請にはビールのために12 ヴィツテを同職組合に支払い、肉1皿を出す。他の2回の受入要請のさいにも同じことをする (S. 203)。

靴屋：最初の受入要請には12 ヴィツテと2分の1トンのビール。他の2回の場合もそれぞれ同じ (S. 203)。

仕立屋：受入要請は3回。1回目にはビールのために12 ヴィツテと肉1皿。2回目と3回目も上記に同じ (S. 204)。

毛皮工：月曜日の最初の受入要請にかれば12 ヴィツテ分のビールと肉1皿を出す。他の2回の場合も同じ。 (S. 205)。

小売商：受入要請は3回、1回につき12 ヴィツテ分のビールと肉2皿 (S. 205)。

鍛冶屋：受入要請は3回行われ、1回につき6 ヴィツテ分のビールと2皿、つまり燻製にした肉と加工していない肉 (S. 207)。

ところで、この受入要請はしばしば同職組合の集会 (Morgensprache) において行われたようである。例えば、Gnoien の靴屋の新規手工業者は3回の集会において加入要請を3回行い、1回目には4 ヴィツテを支払い、2回目にはなにもせず、3回目には10 マルクと8トンのビールを納めることになっていた。⁽¹⁶⁾このように受入要請が集会の場で行われる例は少なくなかった——Woldegk の靴屋 (S. 220) とパン屋 (S. 221)、Röbel の毛織工 (S. 231)、Goldberg の靴屋 (S. 242)、Sternberg の肉屋 (S. 249) と靴屋 (S. 250)、Grabow の靴屋 (S. 260) と仕立屋 (S. 261) と肉屋 (S. 262)、Dömitz の仕立屋 (S. 263)、Boizenburg の靴屋とパン屋 (S. 265)。また Friedland のいくつかの同職組合の場合には、この点に関連する次のような興味深い記述が見出される。

肉屋：この同職組合では4回の受入要請を行わなければならない。集会以外のときに受入要請を行う場合には8 シリング銀貨を支払わねばならないが、しかし集会において受入要請を行う場合にはなにも納め⁽¹⁷⁾ない。

鍛冶屋：1回目の受入要請が集会⁽¹⁸⁾以外のときに行われる場合には12 ヴィツテを要し、その他の回には3 ヴィツテ。

小売商：1回の受入要請を行うが、それが集会において行われる場合にはなにも納めず、そうでない場合には12 ヴィツテを支払う (S. 218)。

そのほかに変わったものとしては、受入要請は行うけれども、そのさいにも納めないという例がある——Grabowの靴屋と毛織工と肉屋 (S. 260—262)、Boizenburgの小売商 (S. 264)、Gadebuschのパン屋 (S. 270)。またCrivitzの靴屋 (S. 253)とGrabowの仕立屋 (S. 261)においては、3回あるいは4回の受入要請を1回で済ますこともできた。

(4)同職組合宴会は新規の手工業者が親方として認められるための重要な儀式であった。同職組合宴会を表す言葉としては、《amptkoste》または《werk-koste》が用いられている。これらの語は従来の慣習に従えば「親方披露宴」と訳すべきかもしれないが、Röbelのパン屋に関する記述のなかで、「妻を娶る者は《werckenkost》を行い、7トンのビールを納め(それでもって聖霊降臨祭[ギルド]が催される)、パン屋たちに2回の食事、[つまり]月曜日と火曜日に1回の食事をふるまう」と述べられているので、本稿ではあえて「同職組合宴会」という訳語を使用する。

Ribnitzの小売商 (S. 189)、Teterowの毛織工 (S. 196)、Plauの靴屋 (S. 244)と毛織工 (S. 246)と肉屋 (S. 247)の場合には、3回目の受入要請にこの同職組合宴会を催すことになっていたが、一般的には両者は別々に行われた。Malchinの毛織工以外の同職組合における宴会の様態を見てみると、それは以下のようなものであった。

パン屋：同職組合宴会には全組合員を招待し、またそこに親類を招くこともできる。日曜日と月曜日にわたって続き、いずれの日にも昼食を出し、晩には食事を配り、飲めるだけのビールと肉2皿を供する⁽²⁰⁾。

肉屋：同職組合宴会は2日間続き、十分な飲み物と肉2皿を男の全組合員に供する。火曜日には親類を招くことができる⁽²¹⁾。あるいはまたそうするときは、別に日を定めなければならない。

靴屋：そのあと同職組合宴会を行い、それは2日間続く。いずれの日にも1回の食事を出し、豚肉と米とフライパンで焼いた肉を供する。晩には酢漬けの冷肉を出して配る。ときにはそこに親類を招くこともあるが、一般にそうしたことは頻繁には行われない⁽²²⁾。

仕立屋：そのあと同職組合宴会を行い、それは2日間、つまり日曜日と月曜日にわたって続く。他の同職組合におけるのと同様に飲み食いされる (S. 205)。

毛皮工：同職組合宴会を行うときは、1トンと4分の1トンのビールと肉2

皿を供し、2日間続く (S. 206)。

小売商：そのあと同職組合宴会を行い、そこに2トンのビールと肉2皿を出し、2日間続く。月曜日には宴会をともなった入浴を提供し、男たち⁽²³⁾の入浴料を清算しなければならない。

鍛冶屋：同職組合宴会は2日間続く。そこに2トンのビールを出し、フライパンで焼いた肉と羊肉を供する。1日につき1回の食事。またそのとき宴会をともなった入浴も提供する (S. 207)。

以上は Malchin の同職組合における宴会の様子であるが、組合員以外に誰がそこに招かれるかは同職組合によって異なっていた。例えば Ribnitz の同職組合についてみると、靴屋の場合には全組合員のほかに2人の市長が来ることになっていた (S. 186)。しかし、毛織工の場合は組合員とその妻たちだけで催された (S. 186—187)。肉屋の場合とはときどき市参事会員と出納長が招待された (S. 188)。市長が招待される例はほかに見当たらないが、市参事会員の列席が確認されるケースは上例以外にもある——Laage の仕立屋を除く残り5つの同職組合 (S. 180—182)、Schwaan, Dömitz および Neubukow の仕立屋 (S. 184, 263, 276)。

その他の点で一般の同職組合宴会とは違ったことが述べられている例を少し拾ってみると、以下のようなものがある。

Gnoien の肉屋：同職組合宴会には2分の1トンのビール、2皿、さらに1組の夫婦に串焼にした鶏1羽を供し、食べられないときにはその鶏を家まで届ける⁽²⁴⁾。

Woldegk の靴屋：同職組合宴会のために5グルデン半を支払い、それは同職組合内で分配される⁽²⁵⁾。

Boizenburg の靴屋：宴会をしたくない者は20マルクを支払い、他の同職組合におけると同様に催される⁽²⁶⁾。

(5)同職組合の成員になるにさいして、親方の息子(ときには娘や寡婦)が種々の点で優遇されていたことはよく知られているが、メクレンブルクの内陸諸都市の同職組合においてもまさにそうであった。さきに見たように、Malchin の毛織工⁽²⁷⁾の親方の息子は親方作品の作製を免除されているが、同市の靴屋と毛皮工の場合にも親方の息子は親方作品をつくる必要はなく、そのために要する出費を免除された。仕立屋の場合は、徒弟として採用されるとき親方の息子は1トンのビール、2トンのキャベツ、1グルデンの見習料を納めなくてもよく、

また親方作品をつくることを免除された(S. 205)。

同職組合の成員になるためにはいくつかのハードルをクリアしなければならなかったのであるが、親方の息子とよそ者との差別がどのハードルについて設けられているのかが曖昧な叙述も少なくない。だが、様々な点で差別がなされていたことを示すという意味で、それらのいくつかを以下に挙げておこう。

Laageの靴屋：同職組合の内部で生まれた者は、同職組合に3トンのビールを納めるが、よそ者は5トンのビールを納める(S. 180)。

同市の仕立屋：加入にさいして村落で修業した者は7トンのビールと1ポンドの蠟を納め、都市で修業した者は6トンのビールと1ポンドの蠟⁽²⁹⁾を納めるが、同職組合の内部で生まれた親方の息子は5トンのビールを納める。

Friedlandの靴屋：靴屋の寡婦と結婚して同職組合に加入しようとする者は3回の受入要請を1回で済ますことができる。靴屋の息子と娘も同様⁽³⁰⁾。

Güstrowの靴屋：同職組合の外部で生まれた者は、加入のさいの同職組合宴会のために20グルデンを支払うが、同職組合員の息子や娘あるいは寡婦は10マルク⁽³¹⁾だけ免除される。

同市のパン屋：同職組合の外部で生まれた者は同職組合への加入にさいして15グルデンを支払うが、同職組合員の子供や寡婦は5マルクだけ免除される(S. 238)。

同市の仕立屋：[よそ者は]加入にさいして25グルデンを支払い、それは[同職組合内で]分配されるが、同職組合員の子どもや寡婦は上記の25グルデンのかわりに各親方に2分の1グルデンを支払う(S. 239)。

同市の毛皮工：同職組合の外部で生まれた新規手工業者は受入要請を3回行い、1回につき4分の1トンのビールと加工していない肉2皿を出す⁽³²⁾が、同職組合員の息子は受入要請を1回行い、4分の1トンのビールと肉2皿を出す(S. 239)。

Crivitzの靴屋：靴屋の息子は貯金箱に18シリングを納めるが、同職組合の外部の者が加入するには3マルクを納める(S. 253)。

Parchimの鍛冶屋：同職組合の外部で生まれた者は2トンのビールを納めるが、親方の息子は1トンのビールを納め、食事は出さない(S. 255)。

同市の肉屋：同職組合の内部で生まれた市民の息子は7グルデンを納めるが、そうでない者は8グルデンと1トンのビールを納める(S. 256)。

同市の毛織工：同職組合の外部で生まれた者は10グルデンを支払うが、親方

の息子や娘あるいは寡婦は8グルデンを支払い、これは聖霊降臨祭に使われる(S. 256)。

同市の靴屋：新規の同職組合員は受入要請を3回行い、最初の2回にはなにも納めず、3回目に同職組合の外部の者は9グルデンを納めるが、同職組合員の子供や寡婦は3グルデンだけ免除される(S. 257)。

同市の仕立屋：同職組合の外部で生まれた者は8グルデンを納めるが、他の者、つまり息子、娘あるいは寡婦は6グルデンを納める(S. 257)。

Boizenburgの水夫：新規の同職組合員は受入要請を3回行い、水夫の息子でない者は1回につき1シリングを支払うが、水夫の息子は受入要請をする必要がない(S. 264)。

同市の小売商：同職組合の外部で生まれた新規の同職組合員は5マルクを、またその妻が同職組合の外部で生まれた者である場合にも5マルクを支払い、それによって各々はその職を生涯にわたって保持する。小売商の息子と娘は1ポンドの蠟と3シリングのお布施⁽³²⁾だけを納める。

以上のように、同職組合の親方の息子は種々の点で優遇されていたのであるが、しかし手工業者の経営が実際に父親から実の息子に継承されたかどうかという⁽³³⁾ことは、また別の問題である。

(6)多くの同職組合には数人の幹事(Ältermann)がおり、《Morgensprache》と呼ばれる組合集会在定期的に開かれていた。この同職組合の幹事と集会に関しては、沿海都市ロストックの場合についてであるが、一般に次のように説明されている。

同職組合の代表者たる幹事は組合員の中から選ばれ、同職組合の提案を受けて市参事会によって任命された。かれらは一方では市参事会にたいして同職組合の代弁者として働き、他方では市参事会の委任により同職組合の秩序を保つことに責任を負っていた。かれらはまた、組合員のあいだでの争いごとを調停し、仕事にたいする監督権を行使すると同時に、すべての同職組合員が生計を立てることができ、不正な競争によって生活を脅かされる⁽³⁴⁾ことがないよう特に配慮しなければならなかった。

集会の開催にあたっては市参事会の許可を必要としたので、幹事は前もってそれを市参事会に届け出なければならず、集会には市参事会員のうちの何人かが出席した。集会では同職組合規約(Amtsrolle)が読みあげられ、組合内部での争いごとが幹事によって処理された。また種々の取り決めがなされ、市参事

会の条令が公知された。さらに幹事の選挙、新規の徒弟や親方の受入れ、組合の出納に関する報告も、集会の重要な議事案件⁽³⁵⁾であった。

メクレンブルクの内陸諸都市における同職組合の幹事と集会も、おそらくこれと似たようなものであったと思われるが、まず前者のほうからみると、幹事を表す言葉としては、《olderlude》または《werkmeister》という語が用いられている。しかし、同じ同職組合に両方の名前が見出される例もある。例えば、Plauの靴屋の場合には「同職組合を代表する《werckmeister》は《olderlude》にたいして会計報告をしなければならない」(S. 259)とか、Neustadtの場合には「2人の《olderlude》と1人の《werkmeister》がいる」(S. 259)と述べられている。またGrevesmühlenの仕立屋(S. 273)と靴屋(S. 274)の場合は、《schaffer》が同職組合にたいして会計報告を行うと記されている。このように用語法が必ずしも統一的でないために、事態を正確に把握することはきわめて難しい。

すでに見たように、Malchinの毛織工の同職組合には4人の幹事がいて、そのうちの1人が全組合員に責任を負い、会計報告を行うことになっていた。Friedlandの場合を見てみると、毛織工組合には7人の幹事がおり、そのうち2人が同職組合の出納を担当し、2人の市参事会員のいる前で会計報告を行わねばならなかった⁽³⁶⁾。肉屋の幹事も同様に、2人の市参事会員のままで会計報告を行った(S. 216)。靴屋には5人の幹事がいるが、「3人の幹事が1年間出納を担当し、他の幹事にたいして会計報告を行う」(S. 215)と述べられている。またパン屋の幹事は全組合員に、仕立屋の幹事はかれら自身のあいだで会計報告を行うことになっていた(S. 216, 218)。

同職組合幹事の任期に関する記述は非常に少ないので一般的なことは言えないけれども、Gnoienの⁽³⁷⁾小売商と⁽³⁸⁾鍛冶屋においては幹事の選挙は毎年行われており、少なくともここでは1年任期であったことが分かる。そして新しい幹事が選出されると、大概の場合かれがビールや料理をふるまって、幹事披露宴(oldermanskost)と呼ばれる宴会が催されるのが慣例であった。例えばMalchinの毛皮工の場合は、⁽³⁹⁾幹事に選ばれた者は2分の1トンのビールと肉2皿を供し、宴会は2日間続いた。同市の鍛冶屋組合の新任幹事は、幹事たちに肉2皿と飲めるだけのビールをふるまった(S. 207)。新任幹事が宴会に出す料理の種類には都市によって若干の地方色が見られた——Boizenburgの燻製にした鯀(buckink)、WittenburgとGadebuschの鯀(herink)など(S. 264—272)。

ちなみに、Ribnitz の靴屋と仕立屋の幹事披露宴には 2 人の市長が (S. 186)、Gnoien のパン屋のそれには市参事会員が招かれることになっていた (S. 192)。

Malchin の毛織工の例に示されているように、本来の意味での手工業においては親方作品 (Meisterstück) の作製が義務づけられていたが、幹事はしばしばこの場面でも登場してくる。例えば Waren の靴屋の場合には、「月曜日に親方作品をつくるために材料を裁断するとき、幹事を招いてかれらに食事を 1 回ふるまい、食べ物と飲み物を出す。親方作品は長靴と短靴である。木曜日に裁断した材料で親方作品を作製するとき、6 人の幹事が立ち合い、かれらに月曜日と同様に食べ物と飲み物を供する。土曜日に完成した親方作品を吟味するとき、全同職組合員が立合い、そのときかれらにはなにもふるまわない」と述べられている。

次に同職組合集会の存在が確認されるケースについて、その年間開催回数をまとめてみると、表 5 のようになる (表中で「不明」と記されているのは、集会が行われていることは確かであるが、その回数が不明という意味である)。表に示されているかぎりでは、ある特定の都市あるいは職種において集会の回数が多いとか少ないということは言えそうもない。多くの同職組合で集会が催されており、その回数は年 1～4 回であることを確認するのが精々のところである。

新規手工業者の受入要請がしばしば同職組合⁽⁴¹⁾の集会の場で行われたことについては、すでに見た。そして Ribnitz の毛皮工のような例外は別として、集会のあとには宴会が続いた。だが、その費用をどのように捻出するか、あるいは誰が負担するかという点に関しては、同職組合によって異なっていた。以下に、同職組合集会のさいの宴会の費用の負担の仕方、集会の開催日や継続日数などに言及している記述を紹介して、この節を終えたい。

Friedland の毛織工：集会を主催する同職組合幹事が燻製にした肉 2 皿、バター、チーズ、パンを出し、その他の料理は共同の財産から支払われる。

同市の肉屋：年に 4 回の集会が定期金でもって行われ、定期金がないときは、集会を主催する幹事がすべての出費を立て替えなければならないが、かれはそれを返してもらえないこともある。

同市のパン屋：4 回の集会が定期金でもって行われ、集会を主催する者が燻製にした肉 1 皿とバターとパンを出す。

法経研究39巻4号(1991年)

同市の鍛冶屋：2回の集会を催し、かれら自身の財布から支払⁽⁴⁵⁾う。

同市の毛皮工：2回の集会が催されるが、2年間行われていない。⁽⁴⁶⁾

Güstrowの毛皮工：新任幹事は、謝肉祭のときに開かれる集会に加工していない肉2皿と燻製にした肉1⁽⁴⁷⁾皿を出し、そのときそこでは2トンの無償のビールが常備金によって賄われる。

同市の小売商：新任幹事は、聖ミカエルの祝日に開かれる集会に2分の1トン[のビール]を出し、組合員がもう2分の1トンを支払い、幹事は3皿の料理をビールがなくなるまでふるまう。⁽⁴⁸⁾

Grabowの毛織工：3回の集会を催し、幹事は肉2皿を出し、ビールは各人が自分の財布から支払い、集会は8日間続くが、出席するか否かにかかわらず、自分のビールの分だけは支払わなければならない。⁽⁴⁹⁾

Dömitzの仕立屋：4回の集会を催し、集会をさぼる者は1⁽⁵⁰⁾シリングを支払う。

Boizenburgのパン屋：2回の集会が催され、聖霊降臨祭のとき[の集会]には2トンのビールが、謝肉祭のとき[の集会]にも2トンのビールと1皿が出されるが、それは共同で支払われる(S. 266)。

同市の仕立屋：集会は聖霊降臨祭のときに催され、3日間続き、そこでは1トンのビールが出されるが、それは定期金によって支払われる(S. 266)。

表1 アムト=同職組合の種類と数および市参事会員数

都 市 名	毛織工	亜麻織工	仕立屋	靴屋	鍛冶屋	肉屋	パン屋	漁師	毛皮工	小売商	車大工	水夫	合計	市参事会員
Laage	7		6	9		1	3			3			29	6
Schwaan			6	4									10	4(6)
Ribnitz	9	不明	9	11	5	2	4	20	4	5	9		78	9(12)
Tessin			不明				不明			不明				2
Gnoien	4		6	c24	4	7	4			不明			49	6
Neukalen			5	(6)				12					23	6
Tetelow	12		7	8	4	3	不明		3				37	8
Malchin	45		10	24	14	8	13		9	11			134	9(12)
Neubrandenburg	不明		不明	不明	不明	不明	不明		不明	不明				22
Friedland	c70	10	18	36	10	8	6		5	12			175	14(20)
Woldeck	6	12	10	14		5	5						52	12
Wesenberg			12	11		不明							23	10
Waren	14		10	24	12	不明	4	14	3	c30			111	7(12)
Röbel	24		9	24	12	3	8						80	9(12)
Güstrow	20		8	12	10	3	7		6	8			74	11(12)
Krakow	15		不明	不明				不明					15	6
Goldberg			(14)										14	5(7)
Plau	16		10	20	6	6	6	8					72	8(12)
Sternberg	6	4	5	9	4	8	9	8					53	7(10)
Crivitz			7	8		3	6						24	6(9)
Parchim	c50-60		16	36	11	13		14					140-50	14
Neustadt			7	5		4							16	8
Grabow	15		13	18		2	5						53	8
Dömitz			12										12	6
Boizenburg		9	9	c20	6	5	11			c40-50		c30	130-40	9(12)
Wittenburg			6	26	5	7	10						54	6(8)
Gadebusch	15		11	10	6	5	16			9			72	6
Grevesmühlen	22		13	12	10	9	5			5			76	6
Bukow=Neubukow			3	4									7	4
合 計	350-60	35	228	369 (736)	119	102	122	76	30	123-133	9	30		

表2 各都市の全世帯に占める手工業者世帯の比率

都 市 名	成人人口	世 帯	手工業者	比率 (%)
Gnoien	428	180	49	27.22
Teterow	396	171	37	21.64
Malchin	1016		134	
Woldeck	296	125	52	41.60
Waren	533	238	111	46.64
Krakow	167	74	15	20.27
Goldberg	195	72	14	19.44
Plau	616	301	72	23.92
Parchim	1648		140—50	
Boizenburg	460	192	130—40	67.71—72.92
Wittenburg	342	164	54	32.93
Gadepusch	504	225	72	32.00

表3 徒弟が親方に支払う見習料の額

都 市 名	毛織工	仕立屋	靴 屋	鍛冶屋	パン屋	毛皮工
Laage	2M	1fl	(1)			
Ribnitz	1fl	2fl	1fl	(2)		(3)
Gnoien			5M			
Tetelow	1fl	1 or 1½fl		(2)		
Malchin	1fl	(4)	1fl		1fl	(5)
Friedland	(6)	(7)	(8)		(6)	1fl
Wesenberg			(9)			
Waren	1fl		(6)		1fl	1fl
Röbel	1fl	1½fl	1fl	(2)	1fl 6β	
Güstrow	1fl	1fl	1fl			
Krakow	1fl					
Plau	1fl	1fl	1fl	1fl	½fl	
Sternberg	1fl	3M	1fl			
Crivitz		3M	1fl			
Parchim		1fl				
Grabow		1½fl	1fl			
Dömitz		1M				
Boizenburg		3M	2M			
Wittenburg		4M	2 or 3M			
Grevesmühlen	2M	3M	3 or 4M			
Bukow = Neubukow		2½M				

- (1) 半グルデンか1グルデンか1グルデン半かを徒弟と親方が折り合って決める (S. 180)。
 (2) 親方への見習料はない (S. 187, 198, 232)。
 (3) 2年間修業し、3年日は見習料を支払うかわりに奉公する (S. 187)。
 (4) 本文第2節(5)を参照 (S. 205)。
 (5) 4シェップェルのライ麦と3マルク銀貨を支払い、2年間修業する (S. 206)。
 (6) 親方と折り合うことができた額 (S. 213, 216, 226)。
 (7) 1グルデンもしくはそれ以上 (S. 218)。
 (8) 1グルデンそれ以下かを親方と折り合って決める (S. 214-215)。
 (9) 1グルデンもしくは親方と折り合うことができた額 (S. 224)。

表4 新規の同職組合員が行う受入要請の回数

都 市 名	毛織工	亜麻織工	仕立屋	靴 屋	鍛冶屋	肉 屋	パン屋	漁 師	毛皮工	小売商	車大工	水 夫
Laage	不明											
Schwaan	不明											
Ribnitz	3		3	不明	3	3	3	3	3	3		不明
Gnoien	2		3	3	3	3	3			1		
Neukalen			1	(3)	(3)							
Tetelow	3		3	3	3	3	3		3			
Malchin	3		3	3	3	3	3		3	3		
Friedland	3	3	3	3	3	4	3		3	1		
Woldeck	不明	3	3	3		3	3					
Wesenberg				3								
Waren	3		3	3	3	3	3					
Röbel	3		3	3	3	3	3					
Güstrow	3		1	不明	3	不明	1		3	不明		
Krakow	1											
Goldberg			(3)	(3)								
Plau	3		3	3	3	3	3	3				
Sternberg	3	3	3	3	3	3	3	3				
Crivitz			3	3		1	3					
Parchim	3		3	3	3	3		3				
Neustadt			3	3								
Grabow	3		4	3		3	3					
Dömitz			3									
Boizenburg			3	3	3	3	3			不明		3
Wittenburg			1	1	1	1	3					
Gadebusch	3		3	1	3	3	3			3		
Grevesmühlen	1		1	2	2	1	3			3		
Bukow = Neubukow			3	2								

表5 同職組合集会の年間開催回数

都 市 名	毛織工	亜麻織工	仕立屋	靴 屋	鍛冶屋	肉 屋	パン屋	毛皮工	小売商	水 夫
Laage	4		2	4		4	3		3	
Ribnitz			4					4		
Gnoien	1		2	4	3	4	1			
Neukalen			不明							
Tetelow	不明				不明					
Malchin	4						2	2		
Friedland	4	2	2	4	2	4	4	2		
Woldeck			不明	3			3			
Wesenberg				4						
Röbel	3		2	3			3			
Güstrow	2			3	2	不明	3	不明	4	
Goldberg			(3	3)						
Sternberg				3		1	2			
Crivitz			4	4			4			
Parchim					4					
Neustadt				1						
Grabow	3		3	4		3	2			
Dömitz			4							
Boizenburg			1	1	2	1	2		2	3

注

- (1) メクレンブルクでは、2つの《Seestadt》——ロストックとヴィスマール——との対比において、その他の都市は一般に《Landstadt》と呼ばれる。以下では、前者を「沿海都市」、後者を「内陸都市」と訳す。ちなみに、グリムの『ドイツ語辞典』には《landstadt》の第3の意味として〈stadt im binnenlande, gegensatz zur seestadt〉という説明が載っている。プロイセンの内陸都市については、阿部謹也『ドイツ中世後期の世界』(未来社)、1974年、244ページ以下を参照。
- (2) メクレンブルクの一一般的な歴史については、次の文献を参照。Strecker, W. und Ch. Gordshagen, Mecklenburg, in: *Geschichte der deutschen Länder*, hrsg. von G.W. Sante und A.G. Ploetz-Verlag, Bd. 1, 1972; Hamann, M., *Das staatliche Werden Mecklenburgs (Mitteldeutsche Forschungen 24)*, 1962; ders., *Mecklenburgische Geschichte (Mitteldeutsche Forschungen 51)*, 1968.
- (3) Groth, P., Die Entstehung der mecklenburgischen Polizeiordnung vom Jahre 1516, *Jahrbücher des Vereins für mecklenburgische Geschichte und Altertumskunde*, 57 (1892), S. 151—321. これには有益な「用語注解」(Glossar)が付されている。以下この文献の参照箇所については、本文においても注においてもページ数だけを示す。この1516年のポリツァイ条例の公式の通用期間はあまり長くはなかった。というのは、1542年に若干ではあるが修正された同条例の改定版が現われ、その後さらに1562年と1572年の2回にわたってこの改定版に大幅な変更が加えられたからである (S. 151)。
- (4) Hirinn helt menn keynen raedt ader werckenkosten, id int ock hirinne niene ampte. (S. 242)
- (5) この点に関しては、Hamann, *Mecklenburgische Geschichte*, S. 314を参照。
- (6) In disser stadt synnt vier raethlude vnnnd es plegenn sust VI darto synn. (S. 182)
- (7) Schomaecker vnnnd schroder, der sint 14 personen, die holdenn eyynn ampt tohoepe. (S. 242)
- (8) Struck, W.-H., Die Geschichte der mittelalterlichen Selbstverwaltung in den mecklenburgischen Landstädten, *Mecklenburgische Jahrbücher*, 101 (1937), S. 206.
- (9) Engel, F., *Die mecklenburgischen Kaiserbederegister von 1496 (Mitteldeutsche Forschungen 56)*, 1968. この史料については、拙稿「中世末期メクレンブルクにおける世帯の規模と構造——数量的分析の試み——」、『法経

研究』(静岡大学人文学部)第34巻3号(1986年2月)を参照。成人人口数は、Stuhr, F., *Die Bevölkerung Mecklenburgs am Ausgang des Mittelalters, Jahrbücher für mecklenburgische Geschichte und Altertumskunde*, 58 (1893)による。

- (10) Wulleweuer ampt. Darinne XXXXV personenn efft werckbroder. —Item I lehrknecht giff I tn. bier, II tn. kalenn innt ampt vnnd deme lehrmeister I guldenn. —Vp den donredag giff hie denn III olderludenn β o vele biehr die drinckenn mogenn. —Item holdenn drie esschingenn. Thor irsten I tn. bier deme gantzenn ampte vnnd I gerichte grone flesch. Thor andernn ock so vele. —Item thor druddenn ock β o vele vnnd to jeder esschinge XII witte, die werdenn an dat ampt gelecht. —Thom ingange wert gegeuenn II tn. bier. —Eynn nie amptman moeth macken I mesterlacken, vnnd wo es nicht nogehafftich werhe, β o moet hie solcks vorbotenn mit I tn. ader $1/2$ tn. bier. —Item eyanns meisters β one giff nichts, is gantz frig. —Die werckenkost waert II dage. To ichlicker maltidt III gerichte flesch, des dags II maltidt, vnnd werdt beide auennde ethenn vmbdragenn vnnd byer, β o vele sie drinckenn mogen, vndertidenn V tn. bier. Die gerichte synnt grapennbrade, swynefleisch vnd schapfleisch. —Wenn eyner eynn fruwe nympt, giff die frauwe denn amptsusternn $1/2$ tn. bier, I gerichte fleisch. —Item tor werckenkost gehort eynn stauenbatkost in denn stauen, X β . Sd. —Im pingesten werdt disses wercks gilde geholdenn; waret vann sondage bet vp denn donredag ader frigidag, darto XX tn. byer. —Item iglicker amptbroder moet denn gilde doen vnd gyfft darvor twelff guldenn, daruor werdt des pingstens byer gekofft. —Eynn oldermann giff eyn halue tn. bier dem gantzen wercke vnnd II gerichte fleisch. —Die gidemeister eynn maltidt vnd dat bier haelt man vann dem gildeber. —Item in dissem ampt holt men vier morgenspraeckenn, wo sie vrig bier hebbenn, wert eynn thunne vp gelecht. —Die olderlude hebbenn eynen vnder sick, die moet dat jar dat werck vorsthaenn vnnd deyt reckenschop deme gantzenn ampte. —Welcker inndt ampt moet hebbenn eynen iserhoet, eynn armlost vnd schilt. (S. 202—203) 貨幣の換算法を示しておく、1 Gulden (fl) = 1.5 Mark (M) = 24 Schilling (β) = 288 Pfennig, 1 Taler = 48 β , 1 Pfund = 20 β , 1 Ort = 6 β , 1 Witte (Albus) = 4 Pf.

- (11) Item I tn. byehr darvor dat men emhe des dinstbrieffs vordregt, dat hie

- nicht kuntschop brengen dorffe, wo hie sick im dinst gehalten hebbe. (S. 187)
- (12) Item I dinstbrieff vnnd I echte brieff moet hie hebbenn ader vor denn dinstbrieff II tn. bier vnnd I botlingk vnnd vor denn echtebrieff eyenn tn., I botlingk. (S. 201)
- (13) Eynn Iherjunge giff I verndell byer denn olderluden vor denn echtebrieff. (S. 205)
- (14) Item eyenn vthlenndisch giff vor denn borttbrieff deme rade 1/2 fl. vnnd inndt werck I tn. bier, eyenns borgers β oene ader ander bekander dorff des nicht. (S. 216)
- (15) Item eyner, die niens borgers β oenn is, die moet auer dat vorgeschreuen geuenn III mrk. vor die dienstbrieue. (S. 269)
- (16) Item einn nie hantwercker eschet III mhall tho drenn morgensprackenn. Vnnd giff thor irstenn IIII witte, thor andernn nicht, thor druddenn X mrk. vnnd VIII tn. behr. (S. 191)
- (17) Vier esschingenn moet eyner doenn inn dat ampt. Wenn hie esschet vterhalue der morgenspraecke, β o moet hie geuenn VIII β . vinckenogen, wenn hie auerst esschet in eyner morgenspraecke, β o giff hie nichts. (S. 216)
- (18) Wo die ersthe geschuit inn der morgenspraecke vterhalue, kostet XII witten, tho der andernn III witte. (S. 217)
- (19) Item die werckenkost deytt eyner, wenn hie eyne frowe nympt, vnd giff denne VII tn. bier, darmit werth vthgerichtet die pingisten, vnnd in sulfftiger kost giff hie denn beckernn II maltidt, des mandags vnnd des dingestags I maltidt. (S. 232)
- (20) Thor werckenkost hefft I dat ganntze ampt, mag ock darto frunde biddenn, vnnd waret sondag vnnd mandag, ichlickenn dag I middag maltidt, des auends draget menn ethenn vmb vnd giff bier, β o vele sie trinckenn mogenn, II gerichte fleisch. (S. 201—202)
- (21) Die werckenkost wart thwe dage, giff genoch to drincken, II gerichte fleisch dem gantzenn ampte, denn manns, des dingestags mag eyner syne frundt bidden, ader wo hie sie hefft, moet hie sie sunderlick setten. (S. 203)
- (22) Dar nha deit hie eyenn werckenkost, die waret II dage, ichlickenn dag I maltidt, gyfft swynefleisch, ryss vnnd grapenbrade, des auendes giff men kolt fleisch mit etheke vnd drecht dat vmb. — Vndertydenn biddet ock eyner

- syne frunde woll darto, mhenn dat geschuit auerst nicht vaeckenn. (S. 204)
- (23) Darnha deitt hie die werckenkost, darto hefft men II tn. bier vnnd II gerichte fleisch vnnd waert II dage. Des mandags deitt hie eyenn stauenbatt vnd moet die manns vth deme stauen quiten. (S. 206—207)
- (24) Item thor werckenkost 1/2 thune byer, III gerichte vnnd darauer ichlickem man vnnd frowenn I bradenn hoenn, wo hie dat nicht ethenn mag, β o schickt hie dat henn in synn hu β . (S. 192)
- (25) Vor die werckenkost giff eyner V 1/2 fl., die werdenn gedeilt innt werck. (S. 220)
- (26) Welcker die kost nicht doenn will, die giff XX mrk., vnd werdt geholdenn alls in den andernn ampten. (S. 265)
- (27) Eynns meisters β one dorffe die werckschoe nicht maeckenn vnnd die theringe, die darto gehoret, hefft hie fryg. (S. 204)
- (28) Item eynns meisters β oene hefft frig dat werck tho maeckenn vnnd die theringenn, die darvp loepenn. (S. 206)
- (29) Vor denn ingangk welcker vp deme dorpe dat ampt gelehrt, giff VII tn. bier, I punt was. —Welcker in I stadt gelehrt, giff VI tn. bier, I punt was. —Welcker eyns werckmeisters β one, im wercke ertagen, giff V tn. bier. (S. 182)
- (30) Item wenn eyner eyn wedewe kricht, die eynenn schomaecker gehatt hefft, vnnd dat werck will esschen, die deytt eyne esschinge vor alle drie. —Eynn schomaeckers β oene vnnd dochter ock dergelickenn. (S. 215)
- (31) XX fl. fur die werckkost, dat het die anegang, einer die buten ampts geboren ist, sust eines amptbroders β one, dochter oder nagelaten wedewe hefft daran X mrk. frig, vnnd dat gelt wert in dem ampte gedelet. (S. 235)
- (32) Item eynn nie werckman, die buten ampts geboren is, giff V mrk., vnd sine frowe, wo die ock buten ock buten ampts geborn is, giff ock V margk, vnd darvor beholdet ichlicker dat ampt synn leuendt langk. —Item eynns haeckers sone vnd dochter giff nicht mehr als I punt was vnnd III β . denckelgelt. (S. 264)
- (33) この問題に関しては、次の文献を参照されたい。Mitterauer, M., Zur familienbetrieblichen Struktur im zünftischen Handwerk, in: ders., *Grundtypen alteuropäischer Sozialformen: Haus und Gemeinde in vorindustriellen Gesellschaften*, 1979, S. 98—122; ders., Familie und Ar-

beitsorganistation in städtischen Gesellschaften des späten Mittelalters und der frühen Neuzeit, in: Alfred Haverkamp (Hg.), *Haus und Familie in der spätmittelalterlichen Stadt (Städteforschung A/18)*, 1984, S. 1—36. 前者を紹介した論文として、小倉欣一「ツンフト手工業と家族経営」、『史潮』新18号(1985年11月)がある。

- (34) Olechnowitz, K. F., *Rostock von der Stadtrechtsbestätigung im Jahre 1218 bis zur bürgerlich-demokratischen Revolution von 1848/49*, 1968, S. 54.
- (35) *Ebd.*, S. 57.
- (36) Thwe olderlude werdenn geordennt, innement vnnd vthgeuent des werckes tho holdenn, vnnd darvann reckenschop inn bywesenn twyer radespersonen doen moethen. (S. 214)
- (37) Vnd hebbenn II olderlude vnnd die kor geyt alle jar vmb. (S. 192)
- (38) Vnnd die olderlude werdenn alle jar vorkarhenn. (S. 193)
- (39) Eynn oldermann, wenn die karhenn werdt, die giff 1/2 tn. byer, II gerichte fleysch. Die oldermanskost waert II dage wo vorberurt. (S. 206)
- (40) Des mandags, wenn hie die werckstucken schnitt, darto hefft hie die olderlude vnnd giff enhe ethenn vnnd drinckenn I maltidt vnnd den dag auer. Die werckstucke synnt steueln vnnd schöe. —Des donredags werdenn solcke geschneden werckstucke geraeckt, darby sint die VI olderlude, vnnd giff enhe ethenn vnd drincken wo des mandags. —Des sonnauendes werdenn die werckstucke, die gemaecht sint, besehenn, vnnd darby is dat ganntze ampt, vnnd giff deme ampt denne nichts. (S. 226—226)
- (41) Vier morgensprackenn holden sie, kosten nichts. (S. 187—188)
- (42) Welcker oldermann, die die morgenspraecke hefft, giff eyynn gerichte droge fleisch, botter, keße vnnd broett, vnnd ander gerichte, β o die oldermann hebbenn, werdenn vam gemeynen gude betalt. (S. 214)
- (43) Holdenn vier morgenspraecken des jars, die werdenn gedaen vann den renthen, die vorgeshreuen staen, ader wo keyne renthe vorhennden werhe, β o moett die olderman, deme die morgenspraecke geboret, alle teringe vorleggen, dat hie vndertidenn nicht wedderkriget. (S. 216)
- (44) Hebbenn vier morgenspraecken, die werdenn geholdenn van denn renthenn. —Welcker die morgenspraecke holdet, giff eyynn gerichte droge fleisch vnnd botter vnnd broett. (S. 217)
- (45) Holdenn II morgenspraecken vnnd therenn vth erhen egegn budell. (S.

217)

- (46) Holdenn II morgenspraeckenn, die sint in II jarenn nicht holdenn. (S. 219)
- (47) Nie werckmeyster giff II gerichte groen vnd I droge flesch im vastel-
lauende to der morgensprake vnnnd hebben alsdenne dartho II tn. fryg byr
von standem gelde. (S. 239)
- (48) Nie werckmeyster giff vp der sunte Michels morgensprake 1/2 tn., vnnnd
darto betalen die amptbroder ock 1/2 tn., vnnnd darto giff die werckmester
III gerichte eten so lange dat byr vthe ist. (S. 240)
- (49) In dissem ampte holt men drie morgenspraecken, darto geuenn die older-
lude II gerichte fleisch, vnnnd dat bier betalt eyenn jeder vth synem budell vnd
waret achte dage, vnd es kame eyner ader nicht, mot hie nichts
desteweiniger synn bier betalenn. (S. 261)
- (50) Holdenn III morgenspraecken, welcker die vorsumet, giff I guden
schillingk. (S. 263)

付記

本稿は、平成元年度科学研究補助金一般研究(C)課題番号01530042の研究
成果の一部である。